

学校感染症に係る出席停止の扱いについて

学校感染症は下記のとおりです。これらの病気の疑いがあるときは、医療機関を受診し、医師（または保健所）の診断を受けてください。登校するときは主治医（または保健所）等に登校可能と診断されたことの報告書（裏面の「登校についての報告書①」）を提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症ほか	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日間経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	
腸管出血性大腸菌感染症		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
条件によ って出席 停止が必 要なもの	溶連菌感染症	抗生物質による治療開始後 24 時間以上たち、全身状態がよければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A 型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能 B、C 型肝炎の無症状者は登校可能
	りんご病（伝染性紅斑）	発しん期には感染力がないので登校可能
	手足口病、ヘルパンギーナ	症状が安定していれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ登校可能
	流行性嘔吐下痢症 （ウイルス性胃腸炎）	症状が回復し、全身状態がよければ登校可能

※ 発症日及び解熱日を 0 日目として起算します。出席停止期間は医師等の指示期間とします。

大阪府立豊中支援学校長 様

登校についての報告書①

学部（小・中・高） 年 組

児童生徒名 _____

保護者名 _____

下記病名にて 月 日より療養していましたが、 月 日より登校可能であると診断
されました。

病 名 _____

医療機関名か保健所名 (電話番号)	TEL ()
----------------------	---------